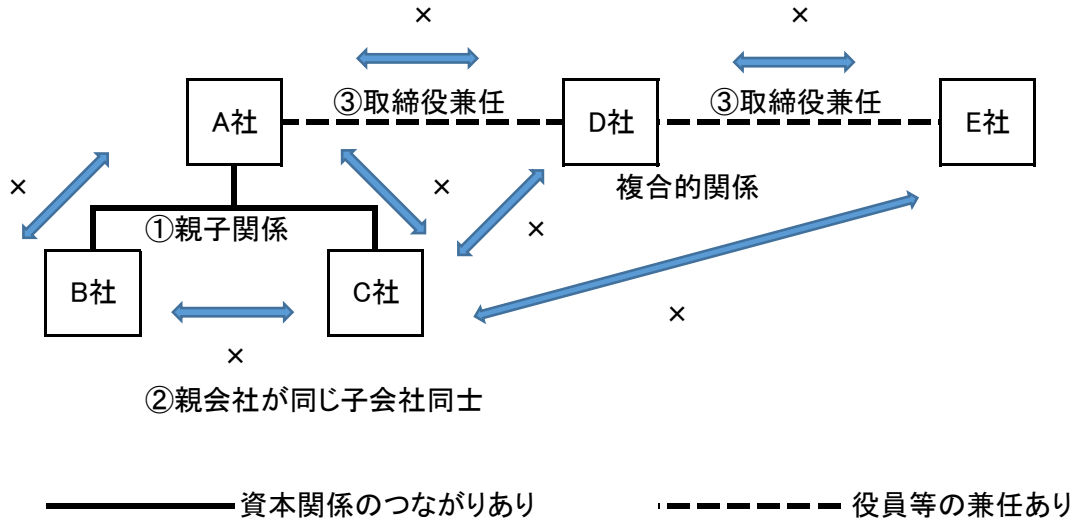


# 系列会社の考え方について

別紙

## 【同一入札への参加が制限される場合】

◎A社、B社、C社、D社、及びE社は、系列会社と見なし、いずれか1社のみの入札参加となります。  
 ※「資本的つながり」及び「役員重複」により、ある会社が他の会社の営業上の意志を左右できる状況にあるため。



基準 大村市の入札参加資格を有する者の範囲で次の関係を有する場合

- ①親会社と子会社の関係
- ②親会社を同じくする子会社同士
- ③役員等の兼任等
- ①～③を含めた複合的關係

※一者を除いて辞退すれば残る一者は参加可能

↔ 同一入札への参加が制限される関係  
 x

### ○資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合には、同一入札に参加することはできません。

- ①親会社と子会社の関係にある場合
- ②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

### ○人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合には、同一入札に参加することはできません。

- ①一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- ※「監査役」、「執行役員」は、役員に該当いたしませんので、ご注意ください。

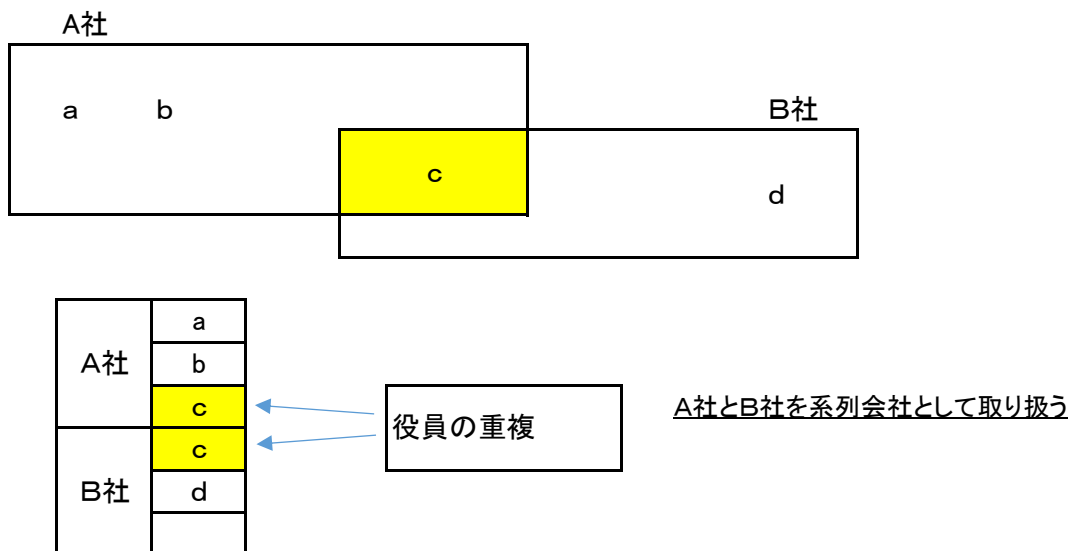
### ○複合的關係

上記の資本関係、人的関係が複合した関係も同一入札に参加することはできません。

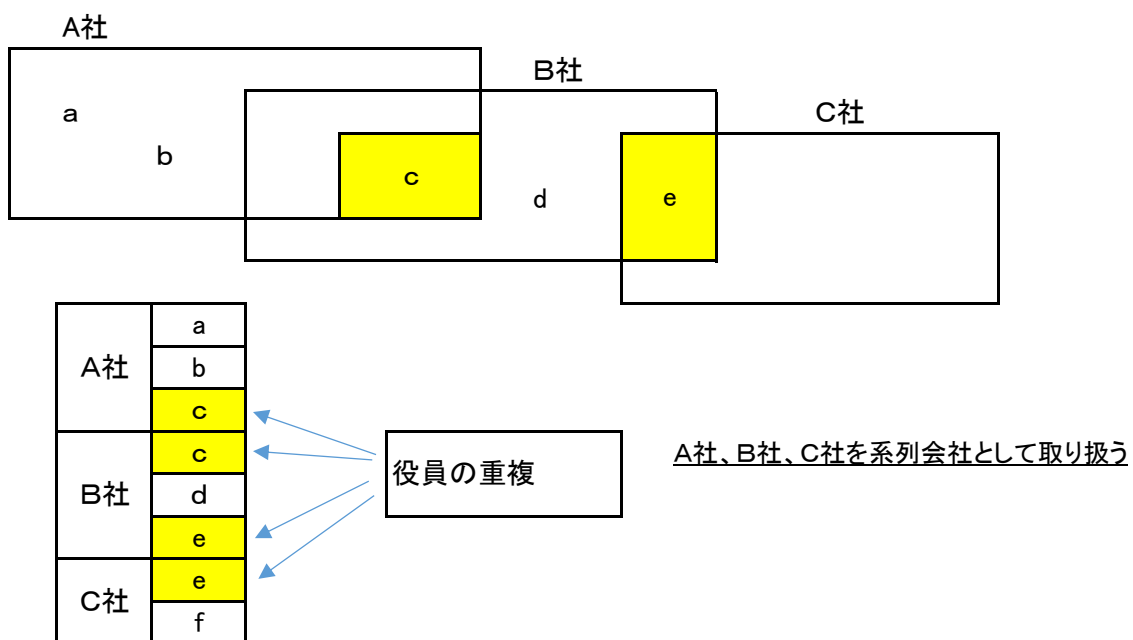
※例えば、上記関係図でのA社とE社、B社とD社、C社とD社、B社とE社、及びC社とE社の関係

## (役員重複のケース)

①A社の役員cがB社の役員も兼任している場合



②A社とB社で役員兼任、B社とC社で役員兼任している場合



## ○役員定義

- ①代表取締役: 会社の代表権を有する取締役
- ②取締役: 社外取締役を含む。
- ③管財人: 会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された者。

※申請者における役職及び兼任先における役職の両方が上記に該当する場合のみ制限の対象となります。制限の対象となる役員のみ、「系列会社についての届出書」に記入してください。

※「取締役」には、社外取締役も含まれます。

※「監査役」、「執行役員」は、今回、役員に該当しないこととしたため、記入しないこと。

## (資本的つながりのケース)

### 【本様式に記入する事項の定義】

#### ○子会社、親会社の定義

会社法第2条第3号及び第4号に規定する子会社・親会社をいいます。

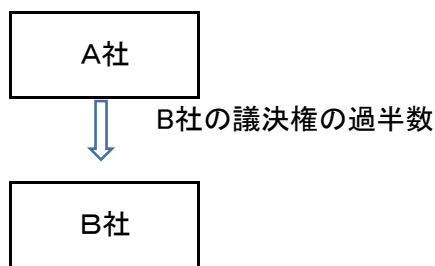
#### 会社法第2条第3号及び第4号に規定する子会社・親会社

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

3 子会社 会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

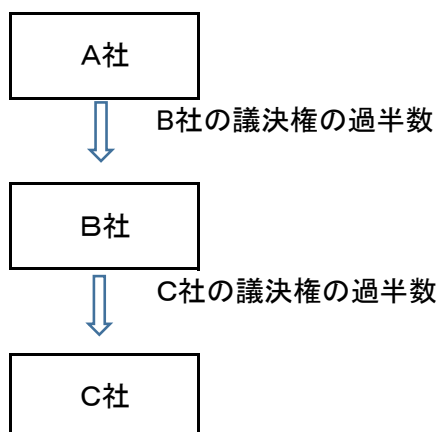
4 親会社 株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

#### ③直接過半数の議決権を有している場合



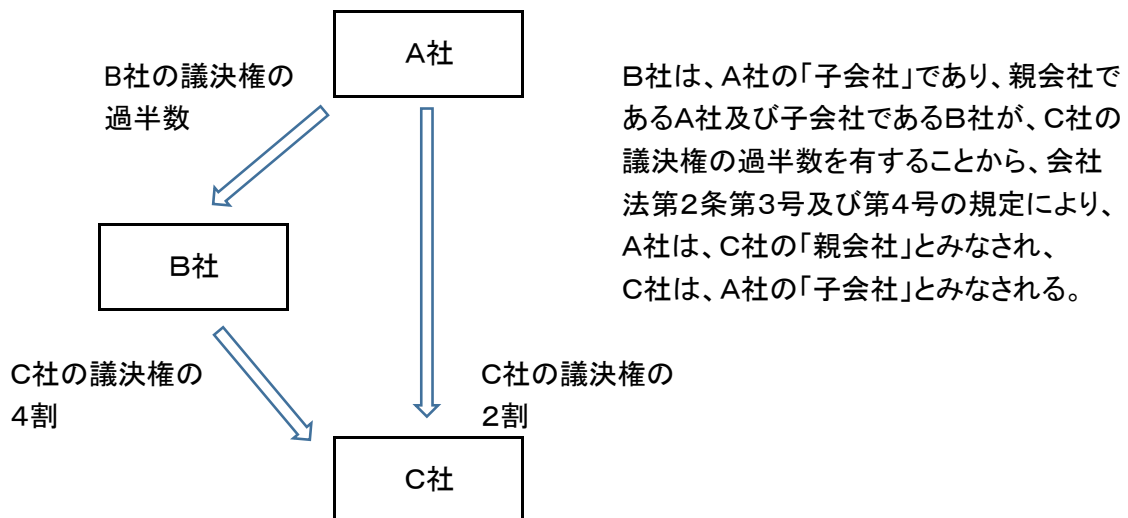
A社は、B社の「親会社」  
B社は、A社の「子会社」

#### ④子会社が議決権の過半数を有している場合



B社は、A社の「子会社」であり、子会社であるC社の議決権の過半数を有することから、会社法第2条第3号及び第4号の規定により、A社は、C社の「親会社」とみなされ、C社は、A社の「子会社」とみなされる。

⑤親会社と子会社を合わせて議決権の過半数を有している場合



※上記③～⑤以外に会社法第2条第3号及び第4号の親会社、子会社があれば、記入してください。